

別紙 2

技術提案書等の作成要領

技術提案書（以下「提案書」という。）は、次の項目について記載すること。

■技術提案書等提出書

提案事業者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、実印にて押印すること。
また、担当者連絡先として、所属、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

1. 提案金額

提案金額の総額及び主な内訳（太陽光発電設備、発電監視設備、施工費、詳細設計料等）を、記載すること。

あわせて、提案金額の削減を図るため、詳細設計や施工などにおいて工夫を行った場合は、その内容を記載すること。

2. 事業実績・実施体制

- (1) 提案事業者の名称、本社所在地及び連絡先、代表者の職・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主な事業内容、太陽光発電設備に係る主な業務実績について記載すること。
- (2) 本工事と同規模の太陽光発電設備について、過去3か年度（平成28～30年度）の納入実績を記載すること。また、環境省関連の再生可能エネルギーに関連した事業への納入実績があれば記載すること。なお、直接、納入した場合のほか、納入事業者に協力してシステムの一部の構築に寄与した実績がある場合は、その実績を別記すること。これらの実績については、協力者についても記載すること。
- (3) 本工事を構成する事業者（提案事業者のほか、協力者、納入者）の区分を明らかにし、太陽光システムや架台、詳細設計等の役割を明らかにすること。

3. 工事概要・施工・安全管理

- (1) 本工事を実施するための組織体制（役割分担を含む。）、詳細設計及び工事管理業務に関する管理技術者、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の氏名、人員配置、技術者の配置状況について、図などを用いて記載すること（詳細設計及び工事施工に関わる技術者との協力体制についてもあわせて記載すること。）。

なお、本工事の一部について、他の事業者の協力を得て実施する場合は、当該事業者（協力者）も含めて記載すること。

(2) 提案するシステム全体の構成図（単線結線図等）を記載すること。システムを構成する主要な設備（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等）については、主要な性能を表示すること。

(3) 10月上旬に契約を締結したと仮定して、主な工程ごとに設置スケジュールを記載すること。

あわせて、設置スケジュールの基本的な考え方（何を優先してスケジュールを設定したのか等）を記載するとともに、令和2年1月31日までの完成に向けた工期の短縮に係る工夫や各施設工事等への配慮、安全対策について、その内容を記載すること。

4. 機器及びシステム

(1) 太陽電池モジュールのメーカー名、設置枚数、システム全体の太陽電池出力（kW）、年間発電量見込み、パネルの設置角度、モジュールの型番、材料種類、モジュール変換効率、架台の材質及び各想定耐用年数を記載すること。

(2) 太陽電池モジュールの選択や設置角度選定の考え方（何を重視するか）を記載すること。また、現況屋根（屋上）に対する安全性の観点から確認した内容等を記載すること。

(3) 自重、積載荷重、風圧、地震等に対し、構造上の安全性について確認した内容を記載すること。また、安全管理の観点から工夫を行った場合は、その内容を記載すること。

(4) 太陽光パネルや架台の設置について、現在想定できる範囲で予定している施工方法を記載すること。また、設置後に想定される建物への漏水対策や太陽光パネルの破損等を防ぐ対策についての考え方を記載すること。

(5) 通常使用時のピーク電力の抑制機能について、放電する条件の設定方法などについて記載すること。

(6) 発電量モニター等について、採用するソフト名、表示される内容について記載すること（発電量モニターのサンプル画面を添付すること）。また、発電量モニター等市民への周知や利活用等について特に配慮（有益な機能等）した点などについて記載すること。

(7) 太陽光発電設備の導入による自家消費により実現する電気料金の年間削減効果額とその根拠を記載すること。

(8) CO₂削減量について、太陽光発電設備導入により実現できるCO₂削減量の見込みを記載すること。

また、①CO₂削減効果を測定するために報告可能な項目と内容（発電量等）及び②CO₂削減効果を測定するための発電量等の計測方法について記載すること。

5. システムの保守管理

- (1) システム保証について、保証期間（年数）、保証内容、要求水準以外の保証については有償無償の別及び有償の場合の年額を記載すること。
 - ・太陽光発電設備の保証（10年以上）（システムを構成する機器等で保証期間が10年未満のものがある場合はその機器等を明記する。）
 - ・太陽電池モジュールの出力保証（20年以上）（保証する内容は受注者の提案による。）
 - ・施工（防水施工を含む）に対する保証（1年以上）
 - ・発電量モニター等に関する保証（1年以上）
 - ・台風、落雷、火事等により太陽光発電システムが損傷等した場合の補償
 - ・その他
- (2) システム全体の保守等を行う体制、及びシステム運転時に故障等が発生した場合の対応体制について、現場までの想定到達時間（平常時）等も含めて記載すること。
- (3) 設置後の太陽光発電設備の発電出力及び累積発電量等を計測・把握する方法について記載すること。また、本工事により設置した太陽光発電設備の操作及び日常の保守点検を行うための研修内容・頻度等の体制を記載すること。
- (4) 本工事により導入するシステムの設置後10年間に想定されるシステム運用コストについて、機器の法定点検、定期点検、部品交換、機器交換など区別に、かつ経過年度ごとに記載すること。

6. 独自提案等

- (1) 本事業に係る許認可申請の種類と申請先について記載すること。
- (2) 本工事の実施に資する独自の提案がある場合は、その内容を記載すること。（これまでに記載したことと重複して記載することも可能）
- (3) 対象施設が公共施設であることから、CO2削減の取組の市民への周知、環境教育に資する取組など提案がある場合は、その内容を記載すること。市が同様の取組を自らの負担で行った場合に必要と想定される費用（概算）及び実施計画を提示すること。